

第1章 はじめに

1 耐震化の必要性

(1) 大規模地震による被害

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラス地震の今後30年以内の発生確率は70%～80%（2021年1月1日現在）と推計され、想定される被害が死者数約33万人、全壊棟数約250万棟に及ぶことが言われており、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる巨大地震の発生が高まっていると言われています。

近年、南海トラフ地震の原因となるフィリピン海プレートのひずみが徐々に拡大し、九州・四国地方で発生している地震が、東海・東南海・南海の連動型地震の前兆と言われ、未曾有の巨大地震の危険性が確実に近づいてきていると考えられます。

南海トラフ地震が発生すると、本県では揺れが最大震度5強、建物倒壊が約300棟と被害が想定されており、さらに東日本大震災をはるかに超える巨大地震となるため、全国的に製造ラインや物流ルートが閉ざされ、県民生活に混乱が生じることが推測されます。

平成28年に発生した鳥取県中部地震では、多くの建物に被害が生じ、鳥取県被災者住宅再建支援制度の拡充や災害ケースマネジメントの実施により、被災者に寄り添って住宅や生活の再建を支援することで、早期に震災からの復興を図ることができました。

しかし、地震はいつ、どこで発生するのか分からないため、救助・救急活動、避難者への対応、経済・社会への影響について、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組となる建築物の耐震化が極めて重要になります。

(2) 建築基準法による建築物等の耐震基準

建築物の耐震性能は、昭和56年6月1日に建築基準法の耐震基準が大きく改正されたことから、建築基準法改正以前の建築物を旧耐震基準、これ以降の建築物を新耐震基準と区分しています。

阪神・淡路大震災では、倒壊した建築物の多くが旧耐震基準であったことから、新耐震基準まで耐震性能を引き上げる耐震改修が重要だと考えられるようになりました。

また木造住宅では、平成12年6月1日に建築基準法が改正され、耐震壁の配置や柱梁等接合基準が明確化され耐震性能が向上しました。平成12年以前に建築された住宅は、新耐震基準であっても耐震性能に課題があることが指摘されていましたが、熊本地震では、倒壊した新耐震基準住宅の9割以上が平成12年以前の耐震基準住宅であり、耐震壁配置等のリスク問題が顕在化しました。

■主な地震被害を受けて改正された建築基準法の耐震基準の変遷

改正時期	改正内容
昭和25年建築基準法制定	十数年に一度発生する中地震に対してほとんど損傷しないことを検証
昭和34年政令改正	木造建築物の必要壁量基準の強化等
昭和39年新潟地震	液状化被害が発生
昭和43年十勝沖地震	鉄筋コンクリート造建築物の被害が多数発生
昭和46年政令改正 (靱性確保とせん断補強)	鉄筋コンクリート造の柱帯筋の基準強化 木造建築物の必要壁量基準の強化、基礎の布基礎化等
昭和53年宮城県沖地震	ピロティ形式や偏心の著しい建築物等に被害が発生
昭和56年政令改正 (新耐震基準)	数百年に一度発生する大地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証 木造建築物の必要壁量基準の強化等
平成7年阪神・淡路大震災	新耐震基準以前や施工不良の建築物の多くが倒壊、崩壊
平成12年法律・政令改正 (性能規定)	限界耐力計算の導入、木造建築物の壁量バランス、接合金物の適切な使用等
平成19年法律・政令改正	構造計算書偽装問題を受け建築確認等を厳格化 構造計算適合性判定制度の導入、構造計算の基準を明確化等

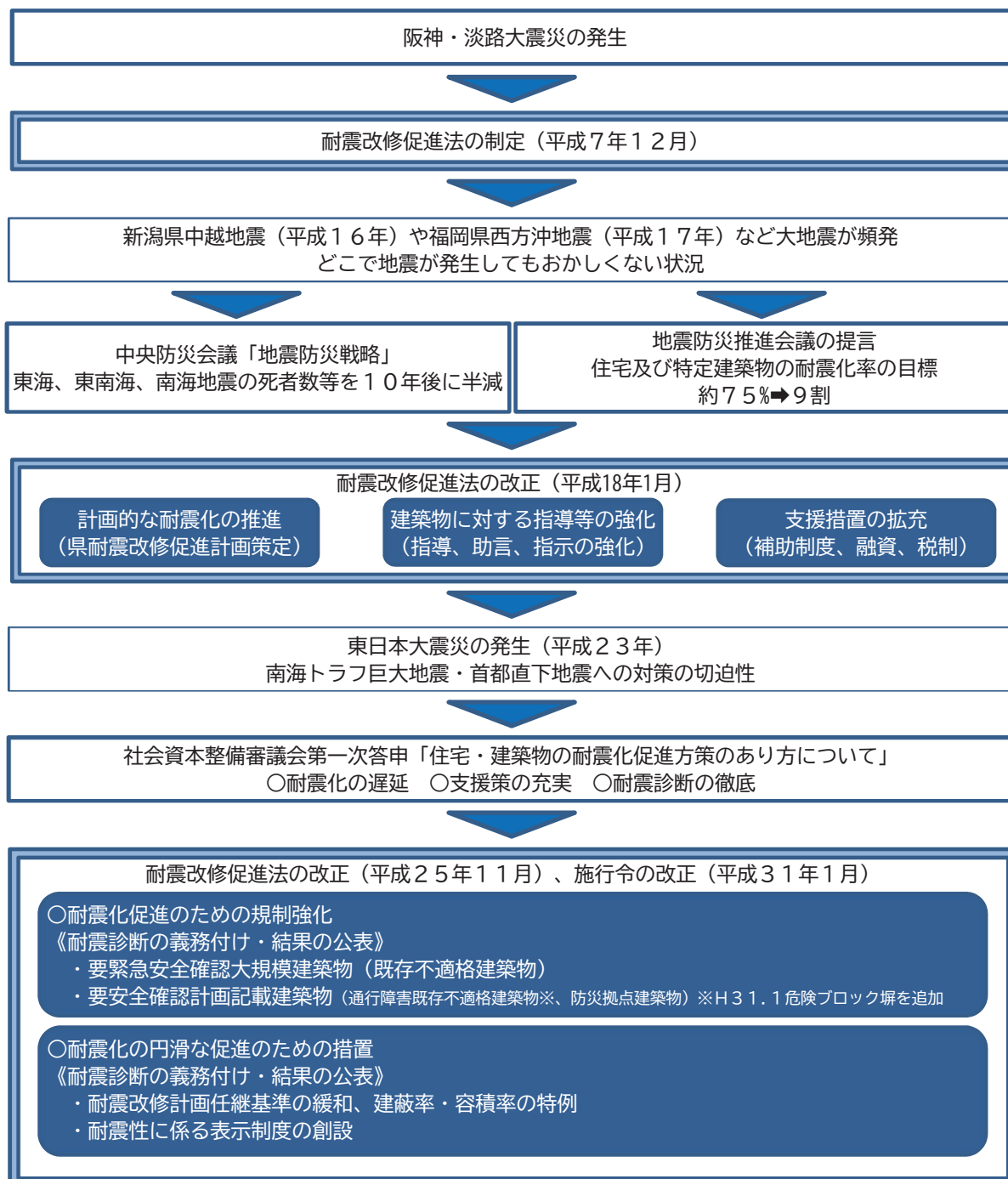
(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災による建築物の被害を教訓に、地震に対する建築物の耐震化・安全性の向上を目的に、平成7年12月に制定されました。

平成18年1月の改正では、都道府県による耐震改修促進計画の策定義務化、耐震改修の促進を図る建築物の要件・規模の拡充に加え、指導等の権限が強化されました。

平成25年11月の改正では、不特定多数の者が利用する大規模な耐震不適格建築物等について耐震診断を行うことが義務化され、その耐震診断の結果を公表することとされました。

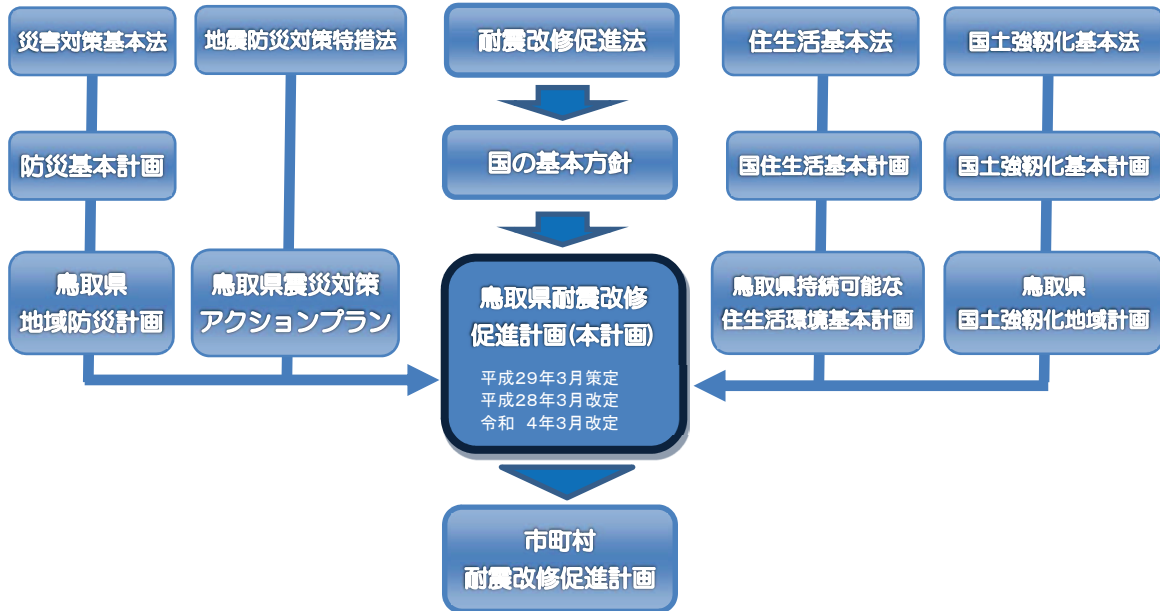
また平成31年1月には、大阪北部地震のブロック塀の倒壊による事故を受け、一定規模以上のブロック塀は、通行障害既存不適格建築物（対象道路を指定）に含むこととされ、耐震診断が義務付けられました。



2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項に基づく、鳥取県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画に位置付けます。

本計画は、「鳥取県持続可能な住生活環境基本計画」、「鳥取県国土強靱化計画」、「鳥取県地域防災計画」、「鳥取県震災対策アクションプラン」等の建築物の耐震化に係る関連計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、県国土強靱化地域計画、県持続可能な住生活環境基本計画と整合を図ることとし、令和7年度末までの5年間とします。

また、本計画は、耐震化の進捗状況、市町村耐震改修促進計画、関連計画の改定などを踏まえ、本計画に掲げる施策の達成状況などを検討して必要に応じて見直しを行います。

■関連計画の計画期間との関係

2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
県耐震改修促進計画(第三期)									
県持続可能な住生活環境基本計画							10年間		
県国土強靱化地域計画(第二期)									